合葬式墓地の永代使用料及び申込資格等について

北市場霊園内に建築中の合葬式墓地の永代使用料及び申込資格等を下記のとおり設定します。

1. 合葬式墓地の永代使用料について

(1) 永代使用料を下記のとおりとします

| 種別 | 金額(1体につき) | 記銘板利用 | 埋蔵後の焼骨の返還等 |
|------------------|-----------|---------|-----------------|
| 個別埋蔵施設(1,000体分) | 120,000 円 | 可(別途徴収) | 埋蔵後20年以内は焼骨の返還可 |
| 個別埋蔵施設(延長) | 70,000 円 | 可 | 20年×2回延長可 |
| 共同埋蔵施設(5,000 体分) | 50,000 円 | 不可 | 不可 |

※個別埋蔵施設は、20 年間骨壺に入れて保管(延長有、最長 60 年間) し、その後共同埋蔵施設で埋蔵する。

※金額については、他市の事例等を参考に設定した。

〈他市の例〉

| | * ** | |
|----|-----------|--------------------------|
| 種別 | 自 治 体 名 | 永 代 使 用 料 |
| 個別 | 各務原市 | 80,000 円 |
| 個別 | 関市 | 180,000円 |
| 個別 | 飯田市(長野県) | 150,000円(市内)190,000円(市外) |
| 個別 | 大町市 (長野県) | 120,000 円 |
| 共同 | 関市 | 60,000 円 |
| 共同 | 飯田市 (長野県) | 40,000円(市内)50,000円(市外) |
| 共同 | 大町市 (長野県) | 50,000 円 |
| 共同 | 箕面市 (大阪府) | 54,000 円 |

(2) その他

管理費用は永代使用料に含めるものとし、別途管理料(通常:1 区画 6,800 円/5 年間)は徴収しません。

2. 合葬式墓地の申込資格等について

(1) 合葬式墓地の申込資格は下記のとおりとします

- ①多治見市に住民登録があり、現に埋蔵しようとする焼骨を保有している方。
- ②死亡時に多治見市に住民登録があり、現に埋蔵しようとする焼骨を保有している親族の方。
- ③市営霊園の区画の使用者で、区画の返還を希望する方。

(2) 年間申込件数については下記のとおりとします

①個別埋蔵施設については、年間50体程度の申込を想定しているが、運用開始当初は想定数にこだわらず、弾力的に対応します。

3. その他

(1) 合葬式墓地の敷地内に設置する記銘板について

- ①片面約260名掲示できる記銘板5基を建築。
- ②記銘板については、個別埋蔵施設の使用者のうち希望者のみとし、20年間記銘板に掲示(延長有)。その後は市で取り外す(金額は10,000円程度を予定)。
- ※記銘板…サイズ(5cm×10cm)の金属プレート、埋蔵された方の名前等を市が彫刻して設置。

(2) 合葬式墓地の個別埋蔵用の骨壺について

- ①幅3寸(約10cm)、高さ3寸(約10cm)の骨壺とする。
- ②骨壺は、市で用意し使用者に渡す(永代使用料に含む)。
- ③骨壺に入らない遺骨は、利用者が持ち帰る。ただし、他の分骨の意思がない場合に限り、 火葬場で引き取り残骨として処分する。

(3) 合葬式墓地への納骨について

- ①納骨は、月1回(運用開始当初は月2~3回を想定)市が指定する日時に合葬式墓地前で 焼骨を引き受ける。
- ②職員が、まとめて焼骨を建物内に入れる。

(4) 合葬式墓地の参拝について

- ①参拝は常時可能とする。
- ②献花台に供えられるのは、花、ろうそく及び線香とする。
- ③市は、年忌法要等は行わない。
- ④建物内への立入りは不可とする。